

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成28年度	次回見直し予定	平成33年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県暴力団排除条例		
条例番号	平成22年神奈川県条例第75号	法規集	第15編第4章
所管室課	警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課		
条例の概要	<p>本条例は、暴力団排除について基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策、少年の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とした条例である。</p>		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	<p>本条例は、県内の暴力団情勢に鑑み、県、県民、事業者及び事業者団体が、暴力団排除に関する施策の総合的な推進に取り組み、県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するために、既存の法令で規制できない行為について罰則及び行政措置を設けて規制しており、現在も本条例で規制している行為について規制する他の法令はないため、引き続き必要な条例である。</p>	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>本条例により、暴力団の資金獲得活動及び人的基盤構築の阻止に一定の効果が認められるが、暴力団が、本条例で規制していない方法で資金獲得活動及び人的基盤構築を行う等の課題が認められたことから、改正及び運用の改善等を検討する。</p>	<p>条例適用状況 平成23年 8件 平成24年 8件 平成25年 4件 平成26年 6件 平成27年 7件 平成28年 2件(3月現在)</p>
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	<p>暴力団員と少年との交際を防止する措置を行う際の事務手続に時間を要する等の課題が認められるため改正及び運用の改善を検討する。</p>	
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	<p>本条例は、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的としており、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。</p>		

	<p>適法性 憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>本条例は、禁止区域における暴力団の新規事務所開設等について罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現という本条例の目的達成のために必要かつ合理的な範囲内であり、憲法、法令等に抵触しない。</p>	
	<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>本条例により、暴力団の資金獲得活動及び人的基盤構築の阻止に一定の効果は認められるが、条例の施行が長期になるにつれて様々な課題が認められ、さらには県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じ、暴力団排除をより一層強化していく必要があり、本条例の改正及び運用の改善等を検討する必要性を認めるものである。</p>	